

国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程を次のとおり改正する。

| 現行 | 改正 | 備考 |
|---|--|----|
| <p>国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成18年2月6日 18 教 規程第2号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。</p> <p>一 省略</p> <p>二 部局 本部、<u>共生科学技術研究院</u>、<u>工学府</u>（工学部を含む。）、<u>農学府</u>（農学部を含む。）、<u>生物システム応用科学府</u>、<u>連合農学研究科</u>、<u>技術経営研究科</u>、<u>図書館</u>、<u>大学教育センター</u>、<u>産官学連携・知的財産センター</u>、<u>国際センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>総合情報メディアセンター</u>、<u>学術研究支援総合センター</u>、<u>科学博物館</u>、<u>環境安全管理センター</u>、<u>放射線研究室</u>、<u>女性未来育成機構</u>、<u>キャリアパス支援センター</u>、<u>学生活動支援センター</u>、<u>アグロイノベーション高度人材養成センター</u>及び<u>環境リーダー育成センター</u>をいう。</p> <p>三～十 省略</p> <p>第4条～第6条 省略</p> | <p>第1条～第2条 省略（現行どおり）</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。</p> <p>一 省略（現行どおり）</p> <p>二 部局 本部、<u>農学研究院</u>、<u>工学研究院</u>、<u>工学府</u>（工学部を含む。）、<u>農学府</u>（農学部を含む。）、<u>生物システム応用科学府</u>、<u>連合農学研究科</u>、<u>技術経営研究科</u>、<u>図書館</u>、<u>大学教育センター</u>、<u>産官学連携・知的財産センター</u>、<u>国際センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>総合情報メディアセンター</u>、<u>学術研究支援総合センター</u>、<u>科学博物館</u>、<u>環境安全管理センター</u>、<u>放射線研究室</u>、<u>女性未来育成機構</u>、<u>学生活動支援センター</u>、<u>アグロイノベーション高度人材養成センター</u>、<u>環境リーダー育成センター</u>及び<u>イノベーション推進機構</u>をいう。</p> <p>三～十 省略（現行どおり）</p> <p>第4条～第6条 省略（現行どおり）</p> | |

第7条 防止・対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教育担当副学長
- 二 総務担当副学長
- 三 共生科学技術研究院長
- 四 工学府長
- 五 農学府長
- 六 生物システム応用科学府長
- 七 連合農学研究科長
- 八 技術経営研究科長
- 九 その他学長が必要と認める者

2～3 省略

第8条～26条 省略

附 則 省略

第7条 防止・対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教育担当副学長
- 二 総務担当副学長
- 三 農学研究院長
- 四 工学研究院長
- 五 工学府長
- 六 農学府長
- 七 生物システム応用科学府長
- 八 連合農学研究科長
- 九 技術経営研究科長
- 十 その他学長が必要と認める者

2～3 省略（現行どおり）

第8条～26条 省略（現行どおり）

附 則 省略（現行どおり）

附 則（22教規程第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。